令和７年度　足立区事業承継促進支援助成金
募集要項

１　事業内容

足立区内で５年以上、事業を営んできた中小企業者や、その事業者から事業を譲り受ける中小企業者が、事業承継を契機として競争力強化又は生産性向上を図るために行う設備の導入、老朽化による設備の更新又は販路拡大のための広告その他の販売促進事業に係る経費の一部を助成します。

２　助成対象経費及び助成額

表１（助成対象経費）すべてにおいて、事前に見積書が徴取できることが必要です。

1	助成対象者が営む事業のみに使用するもので、競争力の強化及び生産性の向上を目的として、事業承継後に必要となる設備の購入又は賃借に要する費用 **例：機械及び装置の購入に係る経費** **器具及び備品の購入に係る経費**
2	１の設備の運搬及び設置（初期設定を含む。）並びに設備の更新に伴う既存設備の廃棄に要する費用 **例：運搬費、保険料、分解・組み立て、整備費、廃棄処分費**
3	集客力向上を目的として行う店舗改修に要する設計費、工事費及び店舗デザイン相談費用 **例：内装・外装工事費、既存設備の一時移転に係る経費** **店舗改修設計費、建築士や店舗デザイナー等との相談費**
4	販路拡大を目的として作成する広告物に係る費用（ＷＥＢを活用した広告に係る費用を含む。） **例：チラシ作成に係るデザイン費、のぼり旗作成費、印刷経費、** **WEB広告作成費用**

※助成対象経費のうち、１から３は区内事業所及び区内店舗に限ります。

表２（助成額）

<table>
<tr><th rowspan="2">助成対象経費</th><th colspan="3">助成率等</th></tr>
<tr><th colspan="2">限度額</th><th>助成率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（表１）１から３までの経費
（設備費用等）</td><td>製造業等</td><td>２００万円</td><td rowspan="4">１／２</td></tr>
<tr><td>その他の業種</td><td>１００万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（表１）４の経費
（広告費用）</td><td>製造業等</td><td rowspan="2">５０万円</td></tr>
<tr><td>その他の業種</td></tr>
</table>

※ 製造業等は「製造業、建設業、運輸業その他の業種」をいう。
　その他の業種は「卸売業、サービス業又は小売業」をいう。

※　助成額に１，０００円未満の端数が生じたときは切り捨て。

３　助成対象外経費

次に掲げる経費は、助成対象といたしません。

（１）助成金交付決定通知書発行前に納品・支払いが完了している経費

（２）パソコン、スマートフォン、ソフトウェア、カメラその他の電子計算機等、汎用的に使用できる事務機器及び通信機器等の購入・リース経費

（３）有期又は定期的な支払いを行うもの（リース機器等）で、助成金の交付申請を行う日の属する会計年度以降の期間に係る費用

（４）助成対象経費１から３の合計が１０万円に満たないもの

（５）見積額や購入額が証明できない中古品の購入経費

（６）振込手数料、郵送料等の間接経費

（７）助成申請者、役員その他従業員の近親者が営む事業者からの購入経費

（８）領収書が徴取できない経費

（９）邦貨かつ現金以外で支払った経費（外国通貨、仮想通貨、ポイント、クーポン、商品券、金券等。ただし、小切手や手形などで支払ったもののうち、決裁記録（当座勘定照合表などの記録）が確認できるものは可。）

(10) 分割払いで、実績報告書の提出期限までに支払いが完了しないもの

(11) リボ払いで支払うもの

(12) フリマアプリやオークションサイト、クラウドファンディングなどを通じて支払うもの

(13) その他区長が助成対象外経費と認める経費

４　申請期間

令和７年４月１日（火）～令和８年１月３０日（金）

※ただし、予算に達した時点で募集を締め切らせていただきます。

5　助成対象者

次に掲げる要件を全て満たす中小企業者が対象です。

（１）中小企業基本法に規定する中小企業者であること

（２）区内に本社（法人は登記上の本店所在地、個人事業主は主たる事業所）があり、区内で引き続き５年以上事業を営んでいる者又はその者から事業を譲り受けた者

（３）申請日時点で、３年以内に中小企業者へ事業を譲り渡す予定又は事業を譲り受けてから３年を経過していない者

（４）事業承継後も引き続き区内で事業を営む意向があり、あらかじめ事業承継計画書・事業計画書を作成し、足立区マッチングクリエイター等の審査を受け適当と認められていること

（５）企業合併・買収等の第三者承継（M&A）ではないこと

（６）法人都民税及び法人事業税又は特別区民税・都民税及び個人事業税を滞納していないこと

（７）大企業が単独で当該中小企業者の発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していないこと

（８）大企業が複数で当該中小企業者の発行済株式総数又は出資総額の３分の２上を所有又は出資していないこと

（９）大企業や反社会的勢力等が経営に関与していないこと

(10) チェーン店又はフランチャイズチェーンの加盟店ではないこと

(11) 風俗営業等を営む事業者でないこと

(12) 対象経費について、区、国、東京都、公社その他の団体が実施する同一経費への助成金等の交付を受けていないこと

(13) 過去にこの助成金の交付を受けていないこと

6　申請手順（主なの流れ）

マッチングクリエイター等と面談（要予約）及び事業承継計画書・事業計画書を作成

面談した者とは別のマッチングクリエイター等による事業承継計画書・事業計画書の審査

申請書を区に提出（令和８年１月３０日期限）

区による審査・交付決定

区より助成金交付決定通知書受領

助成対象事業の実施・事業経費の支払い

実績報告書を提出（令和８年２月２７日期限）

マッチングクリエイター等による現地確認

区より助成金交付確定通知書受領

助成金請求書兼口座振替依頼書を区に提出（令和８年３月３１日期限）

口座振込による助成金受領

マッチングクリエイター等によるフォローアップを受ける（助成対象事業完了後３年間）

7　申請時の提出書類について

足立区事業承継促進支援助成金の申請には次の書類が必要です。

	法人	個人事業主
1	足立区事業承継促進支援助成金交付申請書（第１号様式）	
2	事業承継計画書・事業計画書（第２号様式）	
3	法人設立届の写し及び履歴事項全部証明書の写し（発行から３か月以内のもの） ※直近５年以内に法人成りしている場合は、「開業届、廃業届」のコピーも必要	開業届出書の写し又は青色申告書の写し
4	法人税の確定申告書および決算書一式の写し（直近２期分）	所得税の確定申告書および決算書一式の写し（直近２期分）
5	直近２期分の法人住民税及び法人事業税の納税証明書等	直近２期分の住民税及び個人事業税の納税証明書等
6	助成対象事業経費の明細及び額が分かる見積書等	
7	導入又は更新する設備の規格、形状等が分かるカタログ、パンフレット等	
8	誓約書（第３号様式）	
9	改修承諾書（第４号様式）※賃貸物件への店舗改修を行う場合のみ	
10	相談内容報告書（第５号様式） ※店舗改修に伴い建築士や店舗デザイナー等との相談費を含む場合のみ	
11	その他区長が必要と認める書類	

8　事業承継計画書・事業計画書の作成について

事業承継促進支援助成金の申請には、あらかじめ足立区マッチングクリエイター等の指導・助言に基づいて【足立区事業承継促進支援助成金　事業承継計画書・事業計画書（第２号様式）】（以下【事業承継計画書】）を作成する必要があります。また作成いただきました【事業承継計画書】は指導・助言を行った者とは別の足立区マッチングクリエイター等の審査を受けて適当と認められる必要があります。

【事業承継計画書】の作成には数か月を要する可能性がありますので、助成金申請期限に間に合うよう、時間的余裕をもって作成を始めてください。

なお､足立区マッチングクリエイター等の指導･助言を受ける際は､事前予約が必要です。

事前予約はお電話にて相談・融資係にご連絡ください。

企業経営支援課　相談・融資係　℡０３（３８８０）５４８６（直通）
受付時間：平日８：３０－１７：１５

９　申請時の留意事項について

（１）当助成金の申請に係るマッチングクリエイター等との面談は、代表者の方が行ってください。
（２）本助成金の申請に係る費用（資料作成費、交通費など）は、すべて申請者負担となります。
（３）書類に不備又は記入もれがないようにご記入ください。
（４）事業対象経費の見込額は、見積書等で明確かつ適正に示された金額としてください。
（５）ご提出いただきました書類・資料等は返却いたしません。必要に応じてコピーを取る等の対応をお願いいたします。
（６）申請内容は非公開としますが、一部、概略を広報などに掲載する場合があります。申請内容に関する秘密事項については、申請者自身であらかじめ法的保護を行うなどの対応をお願いいたします。

10　審査について

審査は、提出された書類を基に「書類審査」および「現地調査」を行います。

現地調査は、マッチングクリエイター等が設備の設置場所および現在使用中の設備を確認します。詳細につきましては、別途ご案内いたします。

11　交付決定について

提出された書類を基に行った審査の結果、助成金を交付すべきものと認められる場合、【足立区事業承継促進支援助成金交付決定通知書】（以下【交付決定通知書】）を申請者（以下、「助成事業者」という。）宛てにお送りします。
（１）助成金交付決定額は、助成申請額と異なる場合があります。
（２）助成交付決定額は、助成金額の上限を示すものであり、実績報告に基づく現地調査後に助成金額を確定します。
（３）助成金交付決定に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
（４）審査の結果、不交付となった場合は「足立区事業承継促進支援助成金不交付決定通知書」をお送りいたします。不交付の理由についてのお問い合せには、一切応じかねますのでご了承ください。

12　助成対象事業の変更・中止・遅延について

やむを得ない事情により、助成金申請内容を変更する場合または中止する場合は、【足立区事業承継即支援助成金変更・中止届（第８号様式）】を提出し、あらかじめ区長の承認を得る必要があります。

また、助成金の対象となる経費の支払いが遅延することが見込まれる場合は、速やかに遅延理由を記した書面（指定様式なし）を区長に提出する必要があります。

13　助成対象経費の支払い

区から【交付決定通知書】を受領後、事業を実施（設備の導入や店舗改修、チラシ等の作成）し、経費の支払いを行ってください。【交付決定通知書】受領前に納品、支払いを行った経費は助成金の対象外となりますので、ご注意ください。

14　実績報告について

助成事業完了後、令和８年２月２７日（金）までに、助成対象事業の完了が確認できる書類（契約書、納品書、請求書、領収書等）を添付した実績報告書（第１１号様式）を区に提出してください。

15　助成金額の確定及び助成金の交付について

区は提出された実績報告書の内容を審査し、足立区マッチングクリエイター等による現地確認を行います。その結果、助成金交付決定の内容が適切に実行されたと認めたときは、助成対象者に【助成金交付確定通知書（第１２号様式）】を交付します。

区より【助成金交付確定通知書（第１２号様式）】を受領した後に、【請求書兼口座振替依頼書（第１３号様式）】を令和８年３月３１日（火）までにご提出ください。

助成事業者からの請求に基づき、助成金をご指定の口座に振込みます。

ご指定いただける振込先口座は、個人事業主の場合は事業主本人名義、法人の場合は会社名義に限ります。

16　是正のための措置

助成対象者からの実績報告書の内容を審査し、現地確認を行った結果、助成対象事業の成果が、この助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成対象者に対し、助成対象事業が交付決定の内容に適合するための措置をとるよう命ずることがあります。

17　助成金交付決定の取り消しについて

次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことがあります。

（１）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
（２）助成金を他の用途に使用したとき。
（３）足立区事業承継促進支援助成金交付要綱の規定に基づく命令に違反したとき。
（４）助成対象者としての要件を満たさなくなったとき。
（５）区長が事業の実施を不適当と認めるとき。
（６）他の公的機関から同一の対象経費について助成を受けていると判明したとき。

18　助成金の返還について

助成金交付決定の取り消し、その他の理由により助成金を返還する事由が生じた場合は、速やかに区が指定する方法により返還していただきます。

19　事後訪問の実施について

本助成金の交付を受けた助成事業者は、助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後３年間、足立区マッチングクリエイター等による事後訪問を受けていただきます。

20　助成事業者の義務

本事業の助成金の交付を受けた事業者は、以下の義務が生じます。

（１）本事業の助成金の交付を受けた日の属する会計年度終了後３年間は、足立区内で事業を継続するよう努めなければなりません。

（２）助成事業者は、助成対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした挙証資料を整理し、助成対象事業が完了した日の属する会計年度終了後５年間保管しなければなりません。

（３）本事業の助成金により取得した設備等を３年以内に処分する場合は、【取得財産等処分承認申請書（第１５号様式）】を区長に提出し、承認を受けなければなりません。

また処分することにより収入があった場合は、受領した助成金の全部または一部を区に納付しなければなりません。

（４）助成事業者は、区長が助成対象事業の運営、経理等の状況について検査又は報告を求めた場合は、これに応じなければなりません。

21　問い合わせ先（申請書等提出先）

〒１２０－８５１０
足立区中央本町一丁目１７番１号　南館４階
産業経済部 企業経営支援課 相談・融資係
ＴＥＬ：０３（３８８０）５４８６（直通）
ＦＡＸ：０３（３８８０）５６０５